

平成22年第1回上富田町議会定例会会議録

(第4日)

開会期日 平成22年3月17日午前10時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(12名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	池口公二
5番	大石哲雄	6番	畑山豊
7番	奥田誠	8番	沖田公子
9番	榎本敏	10番	木本眞次
11番	吉田盛彦	12番	井潤治

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 福田誠 局長補佐 嵯峨紀子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	木村悌吉	教育長	谷本圭司
会計管理者	小倉久義	総務政策課長	和田幸太郎
総務政策課 企画員	家高英宏	総務政策課 企画員	藪内昭孝
総務政策課 企画員	山本敏章	総務政策課 企画員	藪内博文
住民生活課長	廣井哲也	住民生活課 企画員	菅谷雄二
住民生活課 企画員	平田隆文	住民生活課 企画員	福田稔
住民生活課 企画員	福田睦巳	住民生活課 企画員	高垣通代

税務課長	和田 精之	産業建設課長	脇田 英男
産業建設課 企画員	堀 悦明	産業建設課 企画員	宮本 正明
上下水道課長	木村 勝彦	上下水道課 企画員	植本 敏雄
上下水道課 企画員	菅根 清	教育委員会 総務課長	笠松 眞年
教育委員会 生涯学習課長	山崎 一光		

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 3号 上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 4号 町長及び副町長の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 5号 平成21年度上富田町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 4 議案第 6号 平成22年度上富田町一般会計予算
- 日程第 5 議案第 7号 平成22年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 6 議案第 8号 平成22年度上富田町特別会計老人保健予算
- 日程第 7 議案第 9号 平成22年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算
- 日程第 8 議案第10号 平成22年度上富田町特別会計介護保険予算
- 日程第 9 議案第11号 平成22年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業予算
- 日程第10 議案第12号 平成22年度上富田町特別会計宅地造成事業予算
- 日程第11 議案第13号 平成22年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算
- 日程第12 議案第14号 平成22年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算
- 日程第13 議案第15号 平成22年度上富田町特別会計奨学事業予算
- 日程第14 議案第16号 平成22年度上富田町水道事業会計予算
- 日程第15 議案第17号 平成22年度上富田町特別会計共同汚水処理施設事業予算
- 日程第16 議案第18号 平成22年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算
- 日程第17 議案第19号 平成22年度上富田町特別会計公共下水道事業予算

- 日程第 1 8 議案第 2 0 号 平成 2 2 年度上富田町特別会計朝来財産区予算
- 日程第 1 9 議案第 2 1 号 平成 2 2 年度西牟婁郡公平委員会予算
- 日程第 2 0 議案第 2 2 号 工事請負変更契約の締結について（平成 2 1 年度 公共
下水道事業 朝来下水道管（19 工区）布設工事）
- 日程第 2 1 議案第 2 3 号 工事請負変更契約の締結について（平成 2 1 年度
第 3 号 公営住宅建設事業 中島住宅移転（建築 1 工区）
工事）
- 日程第 2 2 議案第 2 4 号 工事請負変更契約の締結について（平成 2 1 年度
第 4 号 公営住宅建設事業 中島住宅移転（建築 2 工区）
工事）
- 日程第 2 3 議案第 2 5 号 工事請負変更契約の締結について（平成 2 0 年度
第 5 号 地方道路整備臨時交付金事業 町道市ノ瀬橋線
旧橋梁撤去（その 2）工事）
- 日程第 2 4 議案第 2 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 5 議案第 2 7 号 副町長の選任について
- 日程第 2 6 意見書第 1 号 国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める
意見書
- 日程第 2 7 意見書第 2 号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書
- 日程第 2 8 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

開 会 午前 10 時 30 分

議長（吉田盛彦）

おはようございます。

本日もご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 22 年第 1 回上富田町議会定例会第 4 日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 議案第 3 号～日程第 23 議案第 25 号

議長（吉田盛彦）

この際、日程第 1 議案第 3 号、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件から、日程第 23 議案第 25 号、工事請負変更契約の締結について（平成 20 年度第 5 号 地方道路整備臨時交付金事業 町道市ノ瀬橋線旧橋梁撤去（その 2）工事）の件まで 23 件を一括議題とします。

日程第 1 議案第 3 号

議長（吉田盛彦）

日程第 1 議案第 3 号、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第4号

議長（吉田盛彦）

日程第2 議案第4号、町長及び副町長の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号、町長及び副町長の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第5号

議長(吉田盛彦)

日程第3 議案第5号、平成21年度上富田町一般会計補正予算(第7号)の件について質疑を行います。

ページを追って行きたいと思いますので、よろしくお願いします。

歳出、11ページからお願いします。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

12ページ。

7番、奥田君。

7番(奥田 誠)

きめ細やかな臨時交付金事業の中の委託料で、スポーツセンターの観客席の設計管理委託料140万なのですけども、これの委託先はどの辺か、ちょっと教えてください。

議長(吉田盛彦)

教育委員会生涯学習課長、山崎君。

教育委員会生涯学習課長(山崎一光)

7番、奥田議員さんの質問にお答えいたします。

スポーツセンターの多目的グラウンドの南側、現在芝を張っている斜面の部分のところに、長さ100メートル、600席の観客席を設置する計画でございまして、設計委託料の件につきまして、まだ決定しておりません。

議長(吉田盛彦)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第5号、平成21年度上富田町一般会計補正予算(第7号)の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第6号

議長(吉田盛彦)

日程第4 議案第6号、平成22年度上富田町一般会計予算の件について質疑を行います。

ページごとに行います。

31ページ、歳出からお願いします。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

32ページ。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

33ページ。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

34、35と行きます。

(「なし」の声あり)

議長（吉田盛彦）

36、37ページ。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

38、39。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

40、41ページ。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

42、43ページ。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

時間たっぷりあるので、ゆっくりやってくださいよ。あんまりぱっと、人のわからんようにやらんと。

42ページの土地鑑定手数料がありますが、これは何件予定しておりますか。

議長（吉田盛彦）

税務課長、和田君。

税務課長（和田精之）

12番、井濶議員さんにお答えいたします。

土地鑑定手数料につきましては、3年に1回の評価替えが24年度にありまして、23年1月1日現在ということで、親ポイントが31、子ポイント70の、101ポイントを予定しております。

それと、地価公示価格によりまして下落が著しくある場合、町の判断で時点修正ができるということで、その分につきましても31ポイント分を計上しております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（吉田盛彦）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

44ページ、45ページ。

12番、井濶君。

12番（井潤 治）

44ページの、投票人名簿システム業務というのがあるのですが、この事業、これは国庫負担もついているのだと思うのですが、この事業の目的というのはどういうふうになりますか。

議長（吉田盛彦）

総務政策課長、和田君。

総務政策課長（和田幸太郎）

12番、井潤議員さんのご質問にお答えいたします。

これにつきましては、平成19年5月14日に成立しました日本国憲法の改正手続に関する法律で、平成22年5月18日に施行という形の法律がございます。その中で選挙人名簿というのが普通ございまして、これにつきましては永久に据え置くということでございます。

ところが、今回の国民投票が行われる場合においては、その投票人名簿を調製しなければならないということで、その投票人名簿については、当該国民投票に限りその効力を有するという形になっております。

したがって、選挙人名簿では国民投票の投票人名簿にはならないということで国民投票人名簿を作成する必要があるということでございます。

以上です。

議長（吉田盛彦）

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

私になぜ目的を聞いたかといいますと、今言ったように、国民投票をして憲法を変えるということを前提にしたところの人名簿制度だという点は、それははっきりしているのですか。

議長（吉田盛彦）

総務政策課長、和田君。

総務政策課長（和田幸太郎）

12番、井潤議員さんのご質問にお答えします。

国民投票というのは、国会において、憲法改正の原案について衆議院が100人以上の賛成、参議院が50人以上の賛成をもって、議員発議による提出がございます。そういう場合において、原案の提出を受けて憲法審査会で審査した後、衆議院及び参議院本会議において総議員の3分の2以上の賛成で可決ということになってございます。

国民に、憲法改正案がそれで提案されるのですが、その提案を60日から180

日以内に国民投票をしなければならないというふうになってございまして、これは改正案が出てから期日を決めて投票するのに必要な人名簿の調製ということでございます。

議長（吉田盛彦）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

だから私聞いたのですが、こういうふうに理解しておいたらいいわけですね。あらかじめ憲法を改正するということを予定して、それがために名簿を整理すると。その投票のために整理すると。そのために予算を組むと、こういうことですね。そういうふうに理解しておいたらよろしいですか。

議長（吉田盛彦）

総務政策課長、和田君。

総務政策課長（和田幸太郎）

12番、井濶議員さんのご質問にお答えします。

言われるとおりでございまして、選挙人名簿ではだめだということでございます。

議長（吉田盛彦）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

46ページ、47ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

48、49ページ。

7番、奥田君。

7番（奥田 誠）

48ページの指定統計調査費の中の、指定統計調査員報酬の406万7,000円の、この人員は何名分ぐらいになるのですか。

議長（吉田盛彦）

暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時47分

議長（吉田盛彦）

再開をします。

答弁を願います。

総務政策課企画員、山本君。

総務政策課企画員（山本敏章）

大変貴重な時間を頂きましてすみません。

7番、奥田議員さんにお答えします。

統計につきましては、4種類ございまして、今回、指導員につきましては10名です。それから調査員につきましては、全員で93名になります。

よろしく願います。

議長（吉田盛彦）

ほかにありませんか。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

49ページの委託料です。

地域福祉センターの管理委託料ということなのですが、これの算出根拠を説明願いたいと思います。

議長（吉田盛彦）

暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

議長（吉田盛彦）

再開します。

住民生活課長、廣井君。

住民生活課長（廣井哲也）

大変貴重なお時間を申しわけございませんでした。

12番、井濶議員さんのご質問にお答えいたします。

指定管理者の制度につきましては、平成18年の4月から指定管理が始まっておりますけれども、積算の基礎になりましたのは、16年度の福祉センターの委託補修管理費ということで出していただいております。その合計が789万2,800円。それから

17年度予算によります法人運営事業費が1,870万9,000円。そのような運営費の中で、上富田町といたしまして250万という金額で、社会福祉協議会の方と協定を結ばせていただいております。

それにつきましては、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの基本協定というのを結びまして、その後、年度協定書というのを毎年1年ずつで契約させていただいております。その、協定書の第3条に250万円、消費税を含んで、それを上限として支払うものとするという条項がございます。それによって決定させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

議長（吉田盛彦）

木本君はないですか。

（「ないです」と木本議員呼ぶ）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

50、51ページ。

2番、木村君。

2番（木村政子）

緊急通報監視センター委託料378万円とありますが、今、緊急通報、何件ぐらいあるのか。で、通報が入ったとき、どういう処理になるのかというあたりをお願いします。

議長（吉田盛彦）

暫時休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時05分

議長（吉田盛彦）

再開します。

住民生活課企画員、平田君。

住民生活課企画員（平田隆文）

2番、木村議員さんにお答えいたします。

予定しておりますのは77名でございます。これは総合警備保障から業務完了報告書が毎月提出されます。

担当職員の方につきましても緊急の連絡がまいりまして、現場への救急展開というような措置を講じております。

議長（吉田盛彦）

ほかにありませんか。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

53ページの一番下の……

議長（吉田盛彦）

50、51。

（「もう済んだのと違うのか」と井濶議員呼ぶ）

議長（吉田盛彦）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

52、53ページ。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

53ページの、19負担金、補助及び交付金の問題のところ、西牟婁地方隣保事業とあるのですが、これは毎年こういう負担金を取られているのですけども、今年はどういう会議を予定していますか。

議長（吉田盛彦）

総務政策課企画員、藪内君。

総務政策課企画員（藪内博文）

12番、井濶議員さんの質問にお答えいたします。

西牟婁地方隣保事業連絡協議会につきましては、隣保館活動の情報交換並びに研修を行い、隣保館職員の資質向上と活動内容の充実を図るというような形で、郡内で8箇所ございます。これの補助金として提出してございます。

以上です。

議長（吉田盛彦）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

もうちょっと詳しく聞いておきたいのですが、この隣保事業で、権限としてどういう事業になっていますか。

議長（吉田盛彦）

総務政策課企画員、藪内君。

総務政策課企画員（藪内博文）

12番、井澗議員さんの質問にお答えします。

隣保事業につきましては、隣保館等の施設を設け、無料または低額な料金でこれを利用させることで、その他、その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種事業を行うというような目的のために事業を実施してございます。

事業内容につきましては、基本事業、この中には相談事業、それから地域の福祉の事業、それから特別事業としまして継続的相談事業というような形の事業を推進しています。

以上です。

議長（吉田盛彦）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

54、55ページ。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

56、57ページ。

7番、奥田君。

7番（奥田 誠）

56ページの児童措置費の分で、この間説明のときに聞いたのですが、ちょっと児童手当と子ども手当の分の金額だけちょっと、人数は聞いたのですが、金額を書き忘れていたので、ちょっと金額だけ教えてください。

議長（吉田盛彦）

住民生活課企画員、平田君。

住民生活課企画員（平田隆文）

7番、奥田議員さんにお答えいたします。

ここに計上しております3億2,175万は、子ども手当の分のみでございまして、2月、3月分につきましてはまだ児童手当が支給ということになりますので、児童手当は別途の経費として計上させていただいております。

以上でございます。

議長（吉田盛彦）

7番、奥田君。

7番（奥田 誠）

この間の説明のときに、児童手当の分で1,995名で、1億3,490何万とかという、そこからちょっと数字がわからないのと、子ども手当で2,475名で、1億八千なにがしというのを聞いたのですけども、その辺ちょっともう1回聞かせてください。

議長（吉田盛彦）

暫時休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時12分

議長（吉田盛彦）

再開します。

答弁願います。

総務政策課長、和田君。

総務政策課長（和田幸太郎）

大変貴重な時間をお取りしまして申しわけございません。

奥田議員さんのご質問にお答えいたします。

児童手当分は、対象児童数で1,995名、1億3,420万円。それから子ども手当分として、対象子供数は2,475名で、1億8,755万ということで、合計で3億2,175万、児童手当と子ども手当の併給ということでよろしく願います。

以上です。

議長（吉田盛彦）

ほかにありませんか。

10番、木本君。

10番（木本眞次）

56ページの備品購入でAEDというのを買っているのですけども、予算しているのですけども、どこの保育所へ行くのか。これで全部終わりか。その辺ちょっとお聞きします。

議長（吉田盛彦）

住民生活課企画員、福田君。

住民生活課企画員（福田睦巳）

10番、木本議員さんのご質問にお答えします。

備品購入費でAED購入費105万円を計上しておりますが、こちらにつきましては、5園分、全保育所へ予定しております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（吉田盛彦）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

58、59ページ。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

60、61ページ。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

62ページ、63ページ。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

64、65。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

中山間の件でお聞きします。

65ページです。中山間地域等直接支払事業交付金が1,700万ということで組んでおります。これはどういう計画になりますか。具体的にお示し願いたいと思います。

議長（吉田盛彦）

産業建設課企画員、堀君。

産業建設課企画員（堀 悦明）

12番、井濶議員さんの質問にお答えをいたします。

現在のところ第2期中山間直接支払事業が今年度で終わります。それにつきましては、16集落ということで161.6ヘクタールを実施しております。

先ほどの、前回の一般質問にもございました3期の直接支払事業につきましては、町内でも対象地区というのが、特例加算の中で11集落が対象になります。それにつきましては4月に入りましてから各集落の代表者の方に随時説明会を開催して、参加要請を

していきたいというふうに予定しております。

以上です。

議長（吉田盛彦）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

ちょっと説明をもっと親切にしてほしいのですが、11集落ってどこを指していますか。

議長（吉田盛彦）

産業建設課企画員、堀君。

産業建設課企画員（堀 悦明）

失礼いたしました。

特例加算で、質問の中にもございましたように、加算する部分については高齢化率が50%以上、それから農家集落が19戸以下という形になります。

町内におきましては、対象としてはもっと集落は対象にはなるのですが、農家を対象となりますので、一つの例を取りますと生馬地区の本郷地区という形が出てきます。ただ、そこには農家という戸数が、戸数的には十分クリアできるのですが、人口密度とかそういう面でいえば対象外になってきますので、今実際に11集落といたしますのが、市ノ瀬の集落、岡が案外高齢化率の中で対象外になります。岩田地区で、岩田、立平、三宝寺、田熊が対象になります。

ただ、2期山村振興対策の中で既にもう集落として、上田熊なんかは集落協定を結んで、実際に活動はしております。

以上です。

議長（吉田盛彦）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

この前、その加算分の水田では4,500円、それから畑では1,900円ですか、加算されていくということに、まだ法律は通っていませんけど、なっているのですが、その対象の中にこれ全部入りますか。

その場合に、広域的に拾っていきけるというように弾力性を持たせていると思うのですが、その点、どうですか。

議長（吉田盛彦）

産業建設課企画員、堀君。

産業建設課企画員（堀 悦明）

今の部分につきましては、対象になります。

ただ、先ほどから言いましたように、そういうふうな集落の中で離れた箇所という形が対象にはなるのですが、それに協力という形で、サポート体制が集落として取れば、編入という形が可能になります。

ただ、そうなれば加算の部分につきましては水田で4,500円という数字があるのですが、基本的には中山間の直接支払事業の採択基準、畑でありますと15度以上、水田でありますと20分の1の採択基準というものが基本の採択基準ベースになりますので、ちょっと難しい部分が、やはり集落によって、場所によってという形になるうかと思えます。

以上です。

議長（吉田盛彦）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

66、67ページ行きます。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

68、69。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

急傾斜の問題です。これは県単の工事の問題だと思うのですが、この予算で急傾斜工事をやった箇所は合計でどのくらいになりますか。

議長（吉田盛彦）

今までの合計。井濶さん、今までやったやつ。これの分だけの。

（「前のやつがわからなかったら今回のだけでいい」と井濶議員呼ぶ）

産業建設課長、脇田君。

産業建設課長（脇田英男）

12番議員さんにお答えいたします。

この予算措置につきましては、大内谷地区の急傾斜1件分でございます。

よろしく申し上げます。

議長（吉田盛彦）

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

70、71ページ。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

72ページ、73ページ。

12番、井濶君。

12番(井濶 治)

73ページの栗ヶ谷住宅建設なのですが、これはその住宅を建てる場所、どこに予定していますか。

議長(吉田盛彦)

産業建設課長、脇田君。

産業建設課長(脇田英男)

12番議員さんにお答えいたします。

今現在の上富田町浄化水槽下流約100メートルに、もとの紀伊商事跡がございます。昨年9月の当議会におきまして、用地購入等の承認をいただきまして、今年度で宅造会計で予算措置もしてございます。

あわせてよろしく願いいたします。

議長(吉田盛彦)

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

74、75ページ。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

76、77。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

78、79。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

80ページ、81ページ。

(「なし」の声あり)

議長（吉田盛彦）

82、83ページ。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

84ページ、85ページ。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

86ページ、87ページ。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

88ページ、89ページ。

7番、奥田君。

7番（奥田 誠）

89ページの放課後児童対策費の中の、放課後児童対策業務委託料のこの内訳をちょっとお願いします。

議長（吉田盛彦）

教育委員会生涯学習課長、山崎君。

教育委員会生涯学習課長（山崎一光）

7番、奥田議員さんのご質問にお答えいたします。

学童保育の委託料でございますけれども、1、183万円の内訳でございますが、あすなる学童保育所が2カ所ございます。こちらが908万5,000円、1カ所が454万2,500円の2カ所ということでございます。もう1カ所、岩田にございますなごみ学童保育所は、措置人数が50名以下という、若干あすなるよりも規模が小さいということでございまして、委託料の方は274万5,000円となっております。

以上です。

議長（吉田盛彦）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

90ページ、91ページ。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

92ページ、93ページ。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

94ページ。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

それでは、歳入に入ります。

14ページをお願いします。

14ページ、15ページ。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

16ページ、17ページ。

12番、井濶君。

12番(井濶 治)

17ページですが、ちょっと18にもかかってくるのですが、特別交付金がなくなって特例交付金になって、一括して束ねて来ると。その差配というのですか、どこへどう使うかというのについては市町村に任せますよというような形になってきているかと思うのですが、この特例交付金、特別、特例と違うので、これはそういう形で来ているのか。

昨日、町長は地方交付税との関係と言いやったけど、これは特例交付金は別になっていると私は思うのです。

そこの説明を財政課からひとつお願いします。

議長(吉田盛彦)

総務政策課長、和田君。

総務政策課長(和田幸太郎)

12番、井濶議員さんのご質問にお答えします。

地方特例交付金というのは、平成22年度の子ども手当に関する暫定的な措置として、子ども手当と児童手当を併給することに伴い、市町村の事務負担を軽減するために設けられた交付金でございまして、これにつきましては、従来は児童手当特例交付金ということでしたけども、そういうことなので、22年度の、併給ということで、子ども手当及び児童手当地方特例交付金というふうに変更してございます。

以上です。

議長(吉田盛彦)

12番、井濶君。

12番（井潤 治）

それで、予算上はこんなになっていますけど、国から来るときにはこれ合算して、要するに減収補てんと、今子ども手当の云々のやつと一緒にこうしてくるということになるのですか。

私、ちょっとそこを理解していないので聞いておくのですが、地方交付税とは全く関係ないことなのですよ。交付税そのものとは。だからそのところだけちょっと、よくちゃんと聞いておきたいと思うのです。

だから、いずれこれは、今、財政がどうするかということで民主党政権がいろいろ苦慮しているところだと思うのですけれども、そこらでその分け方がどないになっていくかということがあるので、そこだけちょっともう1回、そのところを説明してください。

議長（吉田盛彦）

総務政策課長、和田君。

総務政策課長（和田幸太郎）

12番、井潤議員さんのご質問にお答えします。

先ほど言った地方特例交付金というのは、子ども手当、児童手当の併給に伴う交付金ということで、減収補てんの特例交付金というのは、平成18年度の税制改正により所得税が、住民への税源移譲により所得税で控除し切れなかった税額控除額を住民税が控除することになったことに伴い、地方公共団体に生じる減収を補てんするために交付される交付金でございます。

一括ではありません。別々です。

議長（吉田盛彦）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

18、19。

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

地方交付税の問題です。ここでは当初の比較というのはわかるわけですが、平成12年との比較において地方交付税はどういう状況になっているかということをお聞きしたいのと、それから平成21年度のこの補正、議案第5号、一般会計補正（第7号）の補正を実行する段階で、大体これ決算だと思うので、地方交付税の要するに12年と、今、21年度との比較ですね。そのところを含めて、それとの、21年と22年度の比較

ということで聞きたいと思いますので、数字がちょっとようけになるのですが、教えてくださいたいと思います。

議長（吉田盛彦）

総務政策課長、和田君。

総務政策課長（和田幸太郎）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、1点目ですけれども、平成21年度と平成12年度の比較において、地方交付税の減額につきましては、6億5,217万6,000円でございます。

内訳につきましては、普通交付税で5億3,893万7,000円、特別交付税、これはまだ確定しておりませんが、当初予算の額で言いますと1億1,323万9,000円の減額ということになってございます。

それから、21年度の原型予算でございますけれども、12年度に比較しますと、普通交付税で5億2,426万円の減額になります。あくまでも7号補正の原型予算と、普通交付税はもう確定しておりますので、それとの比較でございます。

それと、特別交付税につきましては、まだ確定しておりませんが、原型予算で比較しますと1億2,323万9,000円の減額になり、合計、地方交付税としては6億4,749万9,000円の減額という形になります。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（吉田盛彦）

ほかにありませんか。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

ついでに、負担金、補助金でもこの民生費関係でかなり削られているのですけれども、その減額はどのようになりますか、この会計実行で。

申し上げます。

議長（吉田盛彦）

総務政策課長、和田君。

総務政策課長（和田幸太郎）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えします。

児童措置費等でございますけれども、三位一体の改革による影響額ですけれども、7,830万円になる見込みでございます。

以上です。

議長（吉田盛彦）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

20ページ、21ページ。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

22ページ、23ページ。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

24ページ、25ページ。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

26ページ、27ページ。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

28ページ、29ページ。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

30ページ。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

全体でお願いします。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

ちょっと1つ聞き抜かしたやつがありますので、それがまず1点です。

27ページ、財産収入ありますでしょう。そこの3つの、財産収入、売払収入について、どういう状況、件数とかいろいろ説明願いたいというのが1つと、この会計を実行するにあたって、消費税はどういうようになりますか。

お願いします。

議長（吉田盛彦）

総務政策課長、和田君。

総務政策課長（和田幸太郎）

12番、井濶議員さんのご質問にお答えします。

まず1点目の、財産収入の3つの項目ですけれども、まず利子及び配当金につきましては、基金利子でございます。それから、財産貸付収入につきましては、普通財産の貸し付けで110万計上しておりますけれども、これにつきましては朝日ゴルフ場のゴルフ場の敷地内で、面積30,831.19平米で55万9,000円を見込んでございます。

それと岩田応急住宅の敷地の貸付料で、面積が255.84平米で19万7,000円を見込んでございます。

それから、雇用促進住宅の駐車場の貸し付けということで、面積が2,000平米で22万6,000円を見込んでございます。

それから、普通貸し付けで宅地、朝来飛曾川3827番地の6で、月1万円で、面積については114.87平米で12万円を見込んでございます。

それから、不動産の売払収入ですけれども、これにつきましては朝来のコミュニティセンター横の町有地ですけれども、約40坪で単価10万円の400万円、それから栗ヶ谷の所有地の跡地、単価4万円の150坪で600万円で、合計1,000万を見込んでございます。

それから、2点目の消費税につきましては、この平成22年度の一般会計当初予算で、理論上の消費税につきましては、5,653万3,000円になる見込みでございます。

以上です。

議長（吉田盛彦）

ほかにありませんか。

（「議長、今の財産売払収入の不動産売払収入のところ、丹田台と共栄・樫ノ木の、その説明なかったで」と井濶議員呼ぶ）

丹田と共栄・樫ノ木。

産業建設課長、脇田君。

産業建設課長（脇田英男）

12番、井濶議員さんにお答えいたします。

丹田台改良住宅払い下げにつきましては、貸し付けの利息分等でございます。

そして、共栄・樫ノ木住宅払い下げにつきましては、4件分の、今年度売り払いを予定してございます。

以上でございます。

議長（吉田盛彦）

全体でほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井濶君。

12番(井濶 治)

平成22年度上富田町一般会計予算に反対いたします。

全体として住民の暮らしにかかわる問題がたくさんあって、そういうものが予算化されているという点では、私は評価していきたいというふうに考えております。

しかしながら、小泉政権、自公政権がやってきた三位一体の影響は地方交付税にまだまだ大きな影響力を与えていると。あるいはまた国庫負担金に大きく与えていると。

また、私たちは消費税に反対ですけれども、約5,700万の消費税を払わなきゃならない状況だということで、反対いたします。

さらに、今、民主党政権に変わったのですけれども、そういう政治に反対してこなかった首長の長の考え方、これに私たちは反対でありますので、この予算そのものに反対いたします。

以上です。

議長(吉田盛彦)

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

7番、奥田君。

7番(奥田 誠)

平成22年度上富田町一般会計予算に賛成をいたします。

当初予算については、町長の概要説明の方からありましたように、大変厳しい財政状況の中、効率的で持続可能な行財政運営を行い、事務事業の見直しや行財政改革を進めていく中で、住民生活に直接影響のない庁内経費の削減や、また、この22年度予算については歳入歳出とも1年間を見通した決算に近い額として、減債基金の方等を若干取り崩していますが、歳出では上富田中学校の校舎、屋内運動場の耐震診断管理委託料や高速道路推進費などの予算措置、並びに昨年度からの引き続いてのふるさと雇用再生特別基金や、緊急雇用創出事業等の予算措置をしていただいておりますので、私は賛成をいたします。

議長（吉田盛彦）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第6号、平成22年度上富田町一般会計予算の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（吉田盛彦）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

1時30分まで休憩します。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時30分

議長（吉田盛彦）

再開をします。

木村教育委員長より、午後から欠席届が出ておりますので、報告しておきます。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時31分

（全員協議会開催）

再開 午後 2時00分

議長（吉田盛彦）

再開をします。

日程第5 議案第7号

議長（吉田盛彦）

日程第5 議案第7号、平成22年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算の件について質疑を行います。

ページごとに行います。14ページ、歳出からお願いします。

14ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

15ページ。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

16、17。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

18、19。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

20、21ページ。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

歳入、9ページ。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

10ページ、11ページ。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

12、13。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

全体ではありませんか。

12番、井澗君。

12番（井潤 治）

1984年の医療費全体を45%とした場合と比べて、現在の国庫負担の削減額はどのくらいになりますか。この会計をやるにあたって。

議長（吉田盛彦）

住民生活課企画員、福田君。

住民生活課企画員（福田 稔）

12番、井潤議員さんの質問にお答えいたします。

昭和56年、療養給付費国庫負担金の算定額との比較ですが、当初予算を計算しますと2億7,600万円の差額でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

（「2億7,000」と井潤議員呼ぶ）

はい、2億7,600万です。

よろしく申し上げます。

議長（吉田盛彦）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

議案第7号、平成22年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算について、反対をいたします。

反対の理由は、まず国保税そのものについては、今この会計は値上げをするということはないので、ぜひ期待しておきたいのは、21年度の決算を審査した上で、やはり町民の、加入者の利益を考えてひとつやっていただきたいということが1つあるのですが、そういうことを含めて、国庫負担の削減というのが相変わらずやっぱりもとへ戻っていないと。この国庫負担の削減こそが町長を苦しめ、町民を苦しめ、町職員の皆さんを苦しめている元凶だと思いますので、その額が、先ほど、今質問した中にありましたように2億7,600万円もあると。これはもう仮に今の所帯数と加入者数で割りますと、かなりの金額になるんじゃないかというように思います。

そういう意味において、反対をいたします。

議長（吉田盛彦）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第7号、平成22年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（吉田盛彦）

ありがとうございます。

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第6 議案第8号

議長（吉田盛彦）

日程第6 議案第8号、平成22年度上富田町特別会計老人保健予算の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第8号、平成22年度上富田町特別会計老人保健予算の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第9号

議長（吉田盛彦）

日程第7 議案第9号、平成22年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

議案第9号、平成22年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算に反対をいたします。

一般質問でもやりましたとおり、対21年度に対して負担の合計額が576万でしたが、増えるわけであり、5,576万4,000円が増えるわけであります。

これと、例えば子供の医療費の無料化を、中学生までやっても2,200万ぐらいあれば、つまりあと1,000万ぐらいを出せばできるというようなことを私は提起した

わけですけれども、そういうことが実現しておりません。

これぐらいのものだったらお年寄りにプレゼントしてもいいのではないかということを含めまして、後期高齢者医療そのものは差別医療を目指している最大の悪であります。だから反対いたします。

議長（吉田盛彦）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第9号、平成22年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（吉田盛彦）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第8 議案第10号

議長（吉田盛彦）

日程第8 議案第10号、平成22年度上富田町特別会計介護保険予算の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第10号、平成22年度上富田町特別会計介護保険予算の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第11号

議長(吉田盛彦)

日程第9 議案第11号、平成22年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業予算の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 1 1 号、平成 2 2 年度上富田町特別会計町営砂利採取碎石事業予算の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 0 議案第 1 2 号

議長(吉田盛彦)

日程第 1 0 議案第 1 2 号、平成 2 2 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

1 2 番、井澗君。

1 2 番(井澗 治)

ちょっとそっちの委員会へ行っていませんので教えてほしいのですが、5 ページの一番最初の残土処理工事請負費の 3, 3 6 0 万ですが、これはどういう残土処理場の工事をやるのかということ、具体的な説明をお願いいたします。

議長(吉田盛彦)

産業建設課長、脇田君。

産業建設課長(脇田英男)

1 2 番、井澗議員さんにお答えいたします。

この工事請負費 3, 3 6 0 万につきましては、平成 1 7 年度から大内谷地区の、その当時は 4 2 号線朝来バイパス工場の残土処分地でしたが、今、西バイパスとかそういった形の中で、今年につきましては、3 万立米の搬入を予定してございます。それに関係する付帯工事、敷きならし、転圧等でございます。

よろしく申し上げます。

議長(吉田盛彦)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第12号、平成22年度上富田町特別会計宅地造成事業予算の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第13号

議長(吉田盛彦)

日程第11 議案第13号、平成22年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第13号、平成22年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第14号

議長(吉田盛彦)

日程第12 議案第14号、平成22年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第14号、平成22年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算の

件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第15号

議長(吉田盛彦)

日程第13 議案第15号、平成22年度上富田町特別会計奨学事業予算の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第15号、平成22年度上富田町特別会計奨学事業予算の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 1 6 号

議長（吉田盛彦）

日程第 1 4 議案第 1 6 号、平成 2 2 年度上富田町水道事業会計予算の件について質疑を行います。

一括で行います。

6 番、畑山 豊君。

6 番（畑山 豊）

先ほど全員協議会で協議されましたけど、一応ここで確認しておきます。

この 1 3 ページの土地購入費の件でございますが、資材置き場等用地購入費と、こうなっておりますが、このことは資材置き場に間違いありませんか。

議長（吉田盛彦）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

先ほど全員協議会で説明したとおりでございますので、ご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（吉田盛彦）

ほかに質疑ありませんか。

1 1 番、池口君。

1 1 番（池口公二）

全協で話があったのですが、再度確認ですが、今後他会計へ転売とかそういうことは一切考えていないということで理解しておいたらよろしいのでしょうか。

議長（吉田盛彦）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

他会計への移動は考えておりません。

以上でございます。

議長（吉田盛彦）

ほかに。

1 2 番、井澗君。

12番（井潤 治）

お二人の議員がお尋ねしているので、あえて言う必要はないのですけれども、もう一度確認したいのは、この、要するに土地購入にあたっては、公営企業法33条の管理者が土地を買ったり売ったりすることができる。ただ公営企業に供するという点の一つの確認と、それから、だからこれは公営企業の資産であるという評価をきちっとして会計に位置づけると。そういうことで、要するに目的外使用はしないということで了解しておいたらよろしいのですね。

議長（吉田盛彦）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

そのようにご理解いただいて結構でございます。

議長（吉田盛彦）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第16号、平成22年度上富田町水道事業会計予算の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 5 議案第 1 7 号

議長（吉田盛彦）

日程第 1 5 議案第 1 7 号、平成 2 2 年度上富田町特別会計共同汚水処理施設事業予算の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 1 7 号、平成 2 2 年度上富田町特別会計共同汚水処理施設事業予算の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 6 議案第 1 8 号

議長（吉田盛彦）

日程第 1 6 議案第 1 8 号、平成 2 2 年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

6番、畑山 豊君。

6番（畑山 豊）

7ページの役務費と委託料、これ、ちょっと説明がわかりにくいところがあったので。し尿浄化槽清掃手数料の件と、委託料の方の処理施設管理委託料、このことについてちょっと説明をもう1回よろしくをお願いします。

議長（吉田盛彦）

上下水道課企画員、植本君。

上下水道課企画員（植本敏雄）

6番、畑山議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、7ページのし尿浄化槽清掃手数料でございます。これにつきましては、各5施設の汚泥の引き抜きの手数料になってございます。

それから、施設管理委託料でございます。これにつきましても、各5施設の、これは施設の管理上の、水質を見たり機械点検したりという、そういう施設の管理料でございます。

以上でございます。

議長（吉田盛彦）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

説明のときに、ひょっとしたら説明してあったかわからんですが、この会計をやることよっての進捗率ですね、地域別の。分母と分子を言って、パーセントを言ってください。

議長（吉田盛彦）

上下水道課企画員、植本君。

上下水道課企画員（植本敏雄）

12番、井濶議員さんの質問にお答えいたします。

まず、地域別でございます。

南岸地区でございます。379分の304でございます。80.2%でございます。

北岸地区でございます。433分の304でございます。70.2%でございます。

生馬地区でございます。252分の172、68.3%です。

岩田地区、379分の236でございます。62.3%です。

田熊地区でございます。133分の73、54.9%でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

(発言する者あり)

岩田は379分の236、62.3%です。

(発言する者あり)

そうです、一緒でございます。

議長(吉田盛彦)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第18号、平成22年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第19号

議長(吉田盛彦)

日程第17 議案第19号、平成22年度上富田町特別会計公共下水道事業予算の件について質疑を行います。

一括でお願いします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。
次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。
これをもって討論を終了します。
これより議案第19号、平成22年度上富田町特別会計公共下水道事業予算の件を採決します。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第20号

議長(吉田盛彦)

日程第18 議案第20号、平成22年度上富田町特別会計朝来財産区予算の件について質疑を行います。
一括でお願いします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第20号、平成22年度上富田町特別会計朝来財産区予算の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

2時35分まで休憩します。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時35分

議長(吉田盛彦)

再開します。

日程第19 議案第21号

議長(吉田盛彦)

日程第19 議案第21号、平成22年度西牟婁郡公平委員会予算の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第21号、平成22年度西牟婁郡公平委員会予算の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第22号

議長(吉田盛彦)

日程第20 議案第22号、工事請負変更契約の締結について(平成21年度 公共下水道事業 朝来下水道管(19工区)布設工事)の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第22号、工事請負変更契約の締結について（平成21年度 公共下水道事業 朝来下水道管（19工区）布設工事）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第23号

議長（吉田盛彦）

日程第21 議案第23号、工事請負変更契約の締結について（平成21年度 第3号 公営住宅建設事業 中島住宅移転（建築1工区）工事）の件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第23号、工事請負変更契約の締結について（平成21年度 第3号 公営住宅建設事業 中島住宅移転（建築1工区）工事）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第24号

議長（吉田盛彦）

日程第22 議案第24号、工事請負変更契約の締結について（平成21年度 第4号 公営住宅建設事業 中島住宅移転（建築2工区）工事）の件について質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第24号、工事請負変更契約の締結について（平成21年度 第4号 公営住宅建設事業 中島住宅移転（建築2工区）工事）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 3 議案第 2 5 号

議長（吉田盛彦）

日程第 2 3 議案第 2 5 号、工事請負変更契約の締結について（平成 2 0 年度 第 5 号 地方道路整備臨時交付金事業 町道市ノ瀬橋線旧橋梁撤去（その 2 ）工事）の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 2 5 号、工事請負変更契約の締結について（平成 2 0 年度 第 5 号 地方道路整備臨時交付金事業 町道市ノ瀬橋線旧橋梁撤去（その 2 ）工事）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 4 議案第 2 6 号

議長（吉田盛彦）

日程第 2 4 議案第 2 6 号、固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

議案第 2 6 号を説明します。

固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

下記の者を、固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求めます。

住所は、上富田町岡 6 1 7 番地、氏名は、平田幸次さんです。生年月日は、昭和 1 9 年 4 月 1 2 日生まれ。

平成 2 2 年 3 月 1 7 日提出、上富田町長小出隆道。

平田さんは、平成 1 9 年 4 月 1 日に第 1 期目の就任をしていただきまして、職務に精励されております。できましたら、引き続き同意方よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（吉田盛彦）

これより本件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 2 6 号、固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、これに同意することに決しました。

日程第25 議案第27号

議長(吉田盛彦)

日程第25 議案第27号、副町長の選任についての件を議題とします。

本件については、副町長、平見君の退場を求めます。

(副町長 平見信次君 退席)

議長(吉田盛彦)

提案理由の説明を求めます。

町長、小出君。

町長(小出隆道)

議案第27号を説明します。

副町長の選任についてでございます。

下記の者を、上富田町副町長に選任したいから、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めます。

住所は、上富田町朝来2801番地の4、氏名は、平見信次でございます。生年月日は、昭和24年8月3日生まれ。

平成22年3月17日提出、上富田町長小出隆道。

平見氏につきましては、平成18年4月1日に副町長に就任しております。この間、職務を全うしておりますので、できましたら引き続き副町長として選任方よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長(吉田盛彦)

本件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第27号、副町長の選任についての同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます

よって、副町長選任についての同意を求める件はこれに同意することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後2時43分

再開 午後2時43分

議長(吉田盛彦)

再開をします。

(副町長 平見信次君 着席)

平見副町長さんに申し上げます。

ただいま、副町長の選任についての同意を求める件は同意されましたので、告示をいたします。

今後も引き続き町政発展のためにご尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げますところでございます。

平見副町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

副町長、平見君。

副町長(平見信次)

お許しをいただきまして、ひとことごあいさつを申し上げます。

ただいまは第2期目副町長の選任同意を賜りました。本当にありがとうございます。身の引き締まる思いであります。

1期目を振り返ってみますと、あっという間に過ぎ去った4年間でもありましたし、

また、本人にとって重責ということで、本当に力不足を感じた4年間でもありました。

この上は、しっかりと精進いたしまして、初心に帰りまして、上富田町発展のためにしっかりと精進して職員ともども小出町政を支え、ともに上富田町の町政運営のために公正で公平な行政運営をとり行っていきたいなというふうに決意を新たにしているところでございます。

これからは議員皆様方のご指導、ご鞭撻をいただきますようお願いいたしまして、簡単ですけれどもお礼のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

日程第26 意見書第1号

議長（吉田盛彦）

日程第26 意見書第1号、国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書の件を議題とします。

事務局より朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（福田 誠）

朗読いたします。

意見書第1号、平成22年3月17日、上富田町議会議長吉田盛彦殿。

提出者、上富田町議会議員、井潤 治。

賛成者、同じく議会議員、木村政子、榎本 敏、木本眞次。

国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書（案）。

上記の意見書（案）を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

以上です。

議長（吉田盛彦）

提案理由の説明を求めます。

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

意見書を読みまして、提案理由にかえたいと思います。

国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書（案）でございます。

国民健康保険は1958年の国民健康保険法によって、健康で文化的な最低限度の生活を保障する日本国憲法第25条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして制度化された。

現在、国民健康保険加入者の状況は高齢者が増え、さらに青年の非正規雇用者の加入なども増えている。

そのため、国民健康保険は、事実上、低所得で他の医療保険に入れない人々の医療保険となっている。ところが、加入者の所得は低下しているにもかかわらず、年々保険料が上がり、支払いが困難となっている世帯が増えている。

国民健康保険には、被用者保険の事業主負担にあたるものがないため、国が国庫負担を定めている。

保険料が高くなった原因は、医療費の増加とともに国が国庫負担率を引き下げたことが大きく影響している。1984年までは「かかった医療費の45%」が国庫負担であったが、それ以降「保険給付費の50%」となっている。つまりかかった医療費の38.5%に引き下げられた。さらに市町村国民保険の事務負担金の国庫補助が廃止された。その結果、市町村国民健康保険の総収入に占める国庫負担の割合は、現在では3割に減っている。

よって国におかれては、国民健康保険を真に社会保障として存続させ、加入者が安心して必要な医療が受けられるようにするため、国庫負担を見直し、増額されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。ぜひ、ご賛同方よろしくお願いたします。

議長（吉田盛彦）

本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大石君。

5番（大石哲雄）

国庫負担の増額を求める意見書であります。国庫負担の増額を求める以上はやはり財源、しかも恒久的な財源が必要になるかと思うのですが、そこら辺のところをどう考えておられますでしょうか。

現在の政府の状況は、国債の発行が44兆円と大変膨大な借金王国になっておりまして、あっちの予算をこっちの予算にひっくり返ると、持ってくるというようなことではなかなかそういうような状況が生まれないだろうと思うのですが、そこら辺のことを質問いたします。

議長（吉田盛彦）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

質問にお答えしたいと思います。

大石議員にはぜひこの文章を読んでいただいたら、国庫負担が少なくとも地方自治体の国保会計を圧迫し、住民負担を増やしているということは、これはもう大石議員さんもよくご存知だと思います。

先ほど質疑しましたように、平成20年度は1億六千数百万、国庫負担が削られているのですね。

現在、この22年度の会計では2億7,000万ほど削られているということがわかったわけです。

もし、これが削られなければ、町長さん、頭を痛くして、国保の保険料を上げたくないと思っているのやけどしょうがないなというようなところまで来るかもわからない。

大石議員の言われるように、もし仮にそうだとしたら、つまりその市町村の国保会計事業主である国保会計へどういう財源をもって住民負担を増やしていくかということが議題になるのです。ところがそれが非常に無理だということもよくわかっていると思います。でもそれでもそうしなきゃならない状況にあるのですが、国庫負担の見直しを私たちは求めているのです。

財政のやりくりについては、これは国会の仕事でありますし、だから提出先に総理大臣、厚生大臣、財務大臣、総務大臣、衆参議長と、こういうふうになっているところであります。

なお、政党の政策論争ではございませんので。具体的なことについて、それはできるだけここで言わないようにしたいと思います。

議長（吉田盛彦）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

5番、大石君。

5 番（大石哲雄）

国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書（案）につきまして、反対討論をいたします。

まず、私が今思うことは、政府にどう言うべきかということになりますが、政府に言うべきことは、しっかりした経済成長戦略の工程表を6月までに我々に示すと。そして、経済回復の道筋を立て、そして将来の増税をも含めた確固たる財源を示し、それから十分なる社会福祉政策をとれというべきだろうと思います。

もう1点は、去る3月8日に、厚労省は後期高齢者医療制度の4年後廃止と決めておりますが、その代替案として位置づけております高齢者の医療を市町村の国保と一体化して運営するという案がございます。これは新聞紙上に載っていたと思います。

いろいろな試算が流れておりまして、国保とそれから健保組合、あるいは協会健保との負担割合等でいろいろ難問がこれから予想されますが、いずれにいたしましても、高齢者医療制度改革会議で、この8月末にも大まかな国保との連携の制度が全体像として示されると思います。

このように国保体制そのものが検討されている時期に、現行体制での国庫負担の増額につきましての意見書を提出するということになれば、パフォーマンスならともかく、国保制度の現状認識について上富田町議会の認識度はいかがなものか、あるいは議会の見識が問われかねない状況、あるいは時期のタイミングかと思えます。

そこで、私はこのタイミング、この時期にこの増額を求める意見書の提出案には反対いたします。

皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田盛彦）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

11番、池口君。

11番（池口公二）

意見書第1号、国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書（案）について、賛成いたします。

提出者があくまでイデオロギー抜きで、本当に町民が困っていると、国保が高いと。そういう中で、私もそれはよく聞く話です。何らかの形でひとつ国策として、やはり国会がもっと真摯に、いろんなイデオロギーを抜いて、本当に国民のために考えていく必要があるということの中で、私は賛成したいと思います。

そしてまた、あくまで「よって国におかれては」ということなので、ここをかがみとして、やはり国として制度をどう考えるか、国民の声をもっと聞けということは、これ

は地方議会として当たり前のことを申し上げていかなきゃいけないと、このように思っていますので、賛成をいたします。

議長（吉田盛彦）

次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより意見書第1号、国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（吉田盛彦）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 意見書第2号

議長（吉田盛彦）

日程第27 意見書第2号、核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の件を議題とします。

事務局より朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（福田 誠）

朗読いたします。

意見書第2号、平成22年3月17日、上富田町議会議長吉田盛彦殿。

提出者、上富田町議会運営委員会委員長、榎本 敏。

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書（案）。

上記の意見書（案）を別紙のとおり、地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

以上です。

議長（吉田盛彦）

提案理由の説明を求めます。

9番、榎本 敏君。

9番（榎本 敏）

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書（案）

世界の恒久平和は人類共通の願いであり、わが国は世界で唯一の被爆国として、二度と広島・長崎の惨劇を許さないという決意のもとに、これまでも非核3原則を国是として全世界に対し、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続けてきました。

しかし、核兵器は現在も世界に約2万1,000発も存在するとされ、今なお人類はその脅威から解放されていません。それどころか、2000年の核拡散防止条約（以下「NPT」という。）再検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束したはずが、2005年の同会議では実質事項に関する合意ができず、核軍縮はもとより核不拡散体制そのものが危機的状況に直面しています。

こうした中で、昨年4月にオバマ米国大統領はプラハ演説で、唯一核兵器を使用した国として核兵器廃絶に向け行動する責任があると語り、また鳩山総理も国連安全保障理事会首脳級特別会合において、被爆国として核兵器廃絶の先頭に立つとの決意を表明され、日本が米国などと共同提案した核軍縮決議案についても、国連総会で過去最多の国々の賛成で採択されるなど、今、核兵器廃絶に向けて世界的な流れは加速しています。

よって、政府及び国会におかれては、こうした歴史的な流れをさらに確実なものとし、核兵器の廃絶と恒久平和の実現のため、下記事項を講じられるよう強く要請します。

記。

1. 非核3原則を堅持するとともに、広島・長崎市が主宰する平和市長会議が提唱する「2020ビジョン（核兵器廃絶のための緊急行動）」の具体的な道筋を示す「ヒロシマ・ナガサキ議定書」について、被爆65周年を迎える2010年に開かれるNPT再検討会議において議題として採択して、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく、核軍縮・不拡散外交に取り組まれない。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

参考に、この平和市長会議は、現在会長が広島市長、副会長が長崎市長であり、原爆による悲劇を二度と繰り返してはならないという信念のもとに、世界の都市が国境を越えて連携し、核兵器のない平和な世界の実現を目的とし、1982年に設立され、2010年2月1日現在の加盟都市数は134カ国、地域で、3,562都市となっており、

世界各地で活発な活動を行っております。

今回、この平和市長会議からの呼びかけもあり、議会運営委員会において協議の上、この意見書を作成し、本定例会に提出することになりました。

世界の平和は私たちに共通の願いでございます。どうかご賛同をお願いいたします。

なお、この意見書について可決いただければ、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長に提出を予定しております。

何とぞよろしく願いをいたします。

議長（吉田盛彦）

提案理由の説明が終わりました。

これより本件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより意見書第2号、核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 8 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について
議長（吉田盛彦）

日程第 2 8 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についての件を
議題とします。

申し出書を事務局長に朗読させます。

議会議務局長（福田 誠）

朗読いたします。

平成 2 2 年 3 月 1 7 日、上富田町議会議長吉田盛彦殿。

総務教育常任委員会委員長畑山 豊。

閉会中の所管事務調査の申し出について。

本委員会は所管事項のうち下記事項について閉会中の継続調査を要するものと決定し
たので、会議規則第 7 5 条の規定により申し出します。

記

1 . 調査事項。

1) 条例改正等について、2) 防災・消防関係について、3) 防災行政無線について、
4) 行政改革について、5) 財政関係について、6) 情報システムについて、7) 総合
計画について、8) 地域づくり事業について、9) 商工業の振興について、1 0) 企業
誘致について、1 1) 大型共同作業場について、1 2) 情報公開制度について、1 3)
個人情報保護制度について、1 4) 地籍調査事業について、1 5) 住宅新築資金、宅地
取得資金について、1 6) 税務関係について、1 7) 教育活動の推進について、1 8)
学校教育施設について、1 9) 社会教育施設について、2 0) 生涯学習（教育目標）の
推進について、2 1) 上富田スポーツセンターについて、2 2) 上富田文化会館につい
て。

2 . 目的は、所管事務調査です。

3 . 方法及び期間につきましては、委員会審査、期間は、次期定例会までです。

なお、会議規則第 6 5 条の規定による委員会招集通知書及び第 7 4 条の規定による派
遣承認要求書は、後日、提出いたします。

以下、委員会名と項目のみを朗読いたします。

産業民生常任委員会委員長大石哲雄。

調査事項。

1) 町建設事業の推進について、2) 町道台帳（町道網の整備）について、3) 国、
県公共土木事業の推進について、4) 都市計画について、5) 農林水産業について、

6) 土地改良事業について、7) 下排水路、用排水路について、8) 災害復旧事業について、9) 治山事業について、10) 町営住宅について、11) 砂利採取砕石事業について、12) 宅地造成事業について、13) 水対策について、14) 水道事業について、15) 下水道事業について、16) 農業集落排水事業について、17) 共同污水处理施設事業について、18) 合併浄化槽について、19) 福祉関係について、20) 保育所関係について、21) 環境衛生について、22) 保健衛生について、23) 介護保険について、24) 医療保険について。

高速道路対策特別委員会委員長奥田 誠。

調査事項。

1) 高速道路について。

議会広報特別委員会委員長井澗 治。

調査事項。

1) 議会広報について。

議会運営委員会委員長榎本 敏。

調査事項。

1) 議会の運営に関する事項、2) 会議規則、委員会条例に関する事項、3) 議長の諮問に関する事項。

以上です。

議長(吉田盛彦)

ただいま朗読いたしましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、高速道路対策特別委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長(小出隆道)

平成22年第1回町議会定例会を閉会するにあたりまして、お礼のごあいさつを申し上げます。

本議会に上程しました条例の一部改正が2件、平成21年度の補正予算と平成22年度一般会計及び特別会計合わせて17件、工事請負変更契約の締結が4件、人事案件2件の25件を承認していただきまして、まことにありがとうございます。

平成22年度の町政運営の基本となる当初予算で、基本的には職員にも補正をしないという方針を示していますが、追加して国から等の事業認可が得られたり、保育所の統合用地の問題、第4次総合計画推進にあたりまして余りにも現状と異なることから検討されています管内図の作成等、事業が確定した場合は補正をお願いすることになりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、昨日県より特別交付税の内示がありました。昨年より少し上回った約2億3,400万円が示されました。これは昨年より1,000万円ぐらいの増額になっております。これも含めまして平成21年度の決算作業に入りますが、国民健康保険事業等厳しい事業会計があります。国保税の改定にあたりましては、一度の値上げを改正することも考えましたが、町民負担も考え、段階的な値上げで検討していますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、国の平成22年度の政策で検討されている事業として、重点分野雇用創造事業としての雇用促進事業があります。この事業につきましては、現在町は県と国と協議中で、採択されれば、次回より専決予算となりますので、事前にご報告申し上げまして、ご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

また、議員各位には、今議会が今期の最後の議会となりました。この4年間を振り返りますと、平成の第2次市町村合併がありました。これも議会の皆様のご指導で、郵送による町民アンケートを実施し、当面は単独という行政運営をすることで町民の皆様のご理解を得ました。

また、教育、産業、福祉の充実、振興に努めたところでありますが、これも時代に即した成果を得たものと思っております。

施設整備も、耐震化を基本に、朝来小学校、生馬小学校の耐震化、町営住宅の耐震化、市ノ瀬橋の架け替え事業等、計画的に進んでいますし、昨年度より始めました近畿自動車道路紀勢線田辺すさみ間の用地買収は、上富田町内では、平成21年度末では約70%の用地取得ができる見込みであります。

このように安定した町政運営をできましたことも、議員皆様のご協力のおかげとお礼を申し上げたいと思います。

また、昨年には国民の圧倒的な支持を得て民主党が第一党となり、民主党を主体にした連立政権が発足しましたが、選挙時に掲げていましたマニフェスト、一例ではございますけど、暫定税率の問題とか後期高齢者医療制度、高速道路の無料化、子ども手当等、

マニフェストにいう完全実施に至ることなく流動的で、我々自治体運営に当たる者としては、事務執行に不安を残しながらの運営となりました。

また、このような状況であります。お聞きしますと、全議員さんが、来る4月20日告示、25日執行の町議会議員選挙に立候補して、よりよい上富田町の町づくりにご協力いただくとお聞きしています。

ぜひとも、全議員さんが当選し、職員ともどもすばらしい町づくりにご協力を賜りますようお願いいたしまして、閉会のごあいさつといたします。

本当にありがとうございました。

議長（吉田盛彦）

文字どおり、甚だお高いところではありますけども、平成22年度の第1回本議会を閉会するにあたりまして、ひとことごあいさつを申し上げます。

3月10日の開会以来、皆さん方におかれては特に気ぜわしい、お忙しい中を、慎重審議していただきまして、全議案可決されたことを議長として大変喜んでいるところでございますし、皆さんのご協力に心よりお礼を申し上げるところでございます。

町長が今申されたとおり、4月20日告示、25日選挙ということでございまして、皆さん方既に立候補表明されていると思います。

よほど緊急な事件がない限り本議会で皆さんとお会いするのがこの場限りになるかと思えます。ぜひ、検討、努力、頑張ってくださいまして、皆さん全員当選して、そしてまたこの議場でお会いできることを心より楽しみにしております。どうぞ頑張ってくださいたいと思えます。

これは4年目の任期の最後の議会ということで、意義深い議会でもあったように思います。

当局におかれましては、行政財政改革、その他課題が山積しておるように思います。今制定中でありまして第4次総合計画に向かって、より住みよい町づくり、豊かな町づくりのために、皆さんがなお一層努力して、よい町に構築していただきたいと思うところであります。

そしてまた、最後になりましたが、最後の2年間、皆さんに大変ご迷惑をおかけしたと思えますが、ご協力いただきましたおかげで、何とか大過なく本日を迎えることができましたことを心よりお礼を申し上げまして、簡単でありますけれどもあいさつにかえさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

閉 会

議長（吉田盛彦）

お諮りします。

本定例会の会議に付議された事件の議事は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもちまして閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて平成22年第1回上富田町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

閉会 午後3時15分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 吉田 盛彦

議事録署名議員 沖田 公子

議事録署名議員 榎本 敏